

(別紙様式 3)

| | |
|----|---|
| 区分 | 乙 |
|----|---|

論文題目

宋代軍政史に関する研究

氏名 畑地正憲

論文内容の要旨

本論文の前篇 宋代軍政に関する研究では、第 1 に宋代州県制における特異な行政単位としての「同下州軍」の成立過程と特性について論究した。即ち、唐末・五代藩鎮の支配地域(藩道)の削減のため、皇帝直属の軍使統括の軍政地域「軍」が 1 県或はそれ以下の管域を以って萌芽し、五代末・宋初に 2 県以上の管域を持つ軍政地域として中央に直属した。同下州軍は州県制では下州格となり、軍使は知軍事と改称され、行政官吏も下州格で配置された。同下州軍の地域的特性は、淮南・江南・両浙等経済的中心地の同下州軍は州と同規模であり、縁邊三路の同下州軍は 1 県前後の狭小な管域で軍事優先の行政に対処した。内地では軍使兼知県事が 1 県の管域を以って中央直結の軍事優先の県政を行った。第 2 に宋と西夏の武力紛争が激化する慶暦年間以後、陝西・河北・河東等縁邊三路では、州県制の行政路分は再分割されて経略安撫使の下で軍事優先の軍政路分が形成されたことを解明した。即ち、党項・吐蕃等と接する陝西地方では鄜延路、環慶路、涇原路、秦鳳路、熙河路の 5 軍政路分、契丹と接境する河北地方では大名府路、高陽関路、眞定府路、定州路の 4 軍政路分が成立し、戦略地理に立脚した防衛戦略上有効な施策となり、府州折氏・豊州王氏・麟州王氏、渭州訥支蘭氈等土豪勢力、河東の直蕩・嘉舒、克順等七族、陝西の珠族・滅蔵族等帰化部族勢力を藩籬の先兵とした。第 3 に軍政路分における軍事物資の補給・調達に係わる兵站問題を究明した。即ち、西夏戦争の起った慶暦年間には、総兵力 126 萬餘人・戦馬 6 萬餘匹の養兵・養馬経費総額 6 千 2 百萬緡餘を必要とし、宋朝の歳入総額比で 6 割弱、歳出総額比で 7 割弱に相当する軍事財政であった。三司管掌の経常的歳入・歳出では軍事費を賄えず、皇帝の私的財庫の内蔵庫から多額の錢物が發給された。軍需物資の糴買調達では、縁邊三路の糴買法として和糴・博糴・便糴・結糴等が盛用され、陝

西四軍政路分での軍事物資糶買資金には、慶暦8年(1048)「范祥の解鹽鈔法」によって解州解・安邑兩県の鹽池生産の解鹽売上金が充当され、元符元年(1098)黄河大洪水で解州兩鹽池の壊滅まで50年間円滑に運用された。河北四軍政路分では便糶法により便糶糧草交引が発給されて京師榷貨務で代価決済した。便糶法では、實価格への加擡による虚估が加算されて巨費を支払う弊害が起り、虚估是正のため決済資金に東南末鹽売上金の東南末鹽錢が加えられた。熙寧・元豐以後、東南末鹽錢は河北四路の外、河東路、陝西四路でも支出され、北宋末の「蔡京の東南末鹽鈔法」改革によって東南末鹽鈔の財政比重が増し、北宋末・南宋に有力な糶買資金となった。

後篇 宋代軍政に係わる諸問題では、第1に熙寧・元豐年間の王安石の市易三法の実施後の請負行為の承攬制による官用物資の買付け行為について解明した。即ち、承攬制は、官用物資買付けで商人・人戸を募集し、官に有利な価格・数量等を入札(實封投状)で決定し、請負証明書(攬状)を発給して物資納入を請負わせる商取引行為であった。承攬に応じる商人(行人・行商)は市易務に登録され、3~5人単位で相互連帯保証責任を負い、市易務から元手資金を除貸できた。承攬の商行為は、物資輸送請負の攬載、修築資材や修河資材「梢草」の結攬收買、租税の代理納入の攬納へと拡大した。攬状の受領者である官吏の子弟・挙人・技芸の人・道士・僧侶・公吏人らは時官・権要の人と結託して利権を専取し、攬納戸(人)と呼称された等々の実態があった。第2に五代・宋代における軍需物資の馬草・馬料の調達について考究した。即ち、五代後唐朝以後、徴税権の強化によって軍馬の飼料用稗草を税物として徴収・支給した。宋代には首都防衛と縁邊防衛に禁軍騎馬軍団が配置され、京師配属の戦馬・官用馬の年間必要馬草1千萬束は開封府界又は畿内近傍の州県民戸の戸等に応じて割付けた體量和買草によって調達した。豊凶で増減する稗草は負担力が低い4、5等戸の蠲免が行なわれ、在京の行人からの市買が増加した。體量和買草1束の市買価格は草價19文に脚錢5文を加算した24文が末等の価格であり、元祐以後では28文となった。王安石の新法の保馬法では、府界・五路義勇保甲の養馬1匹当たり體量草250束が免除され、養馬する民戸(保甲)の第1~3等戸は10戸で1保、第4、5等戸は10戸で1社を組織させて補償させた。元祐後に養馬法が廃止されると體量草納入はなくなったが、體量草代価の見銭納入による税化が起り、京師開封府の馬草調達は商人・民戸から市買された。縁邊地域での馬草調達は、近傍の州軍民戸の支移を除く外、商人等から市買され、馬草市買価格は高擡の價例により草1束当たり325文弱という超高値の例外もあったが、平均的には1束当り50~60文から100文程度であり、糶買資金で10萬緡、20萬緡が必要であった。南宋代には攬納人が攬状を持って馬料・馬草の糶買することが常態化していた。第3に北宋と西夏・遼兩國の和平関係は武力均衡のみならず榷場貿易及び歳幣・歳賜による経済関係によっても維持されたことを考察した。即ち、北宋は和平関係維持の代償として西夏・遼兩國に片務的に支払った歳幣・歳賜の銀両を榷場貿易の決済銀として取戻していた。北宋と遼國が合意した歳幣・歳賜額を慶暦の盟約時に増加を要求した背景には銀両不足があった。西夏に賜與した茶貨は西夏の需給関係を勘案して決定し、榷場での貿易保全を計っていた。西夏・遼にとっては国内経済を安定させ、ヒンターランド諸地域との中継貿易を維持するために北宋との榷場貿易は必要不可欠であり、北宋は西夏・遼兩國の経済的弱点を掌握して和平関係を統御していた。